

長浜市への譲渡等はできない。

2-17 旧長浜農業高校校長公舎（長浜市平方町）

意見

長浜市との共有で、県の持分は3分の1であり、平成4年3月より未利用である。進入路が幅約1.2mと狭く、一般競争入札にはなじまないので、随意契約で隣接者等への売却交渉を進めるべきである。

対応状況等

売却できない。

2-18 旧種鶏場（草津市野路町）

意見

県有施設である草津文芸会館（現しが県民芸術創造館）および建設技術センターへの進入道路敷地として使用している。進入道路以外の市道部分については草津市が管理しているが、草津市との貸付契約はない。早急に草津市への譲渡等に向けた手続きを進めるべきである。

対応状況等

草津市への譲渡等はできない。

2-19 草津市道木川東39号線貸付地（草津市木川町）

意見

草津高校の敷地の一部で以前から通学路として利用されていたが、昭和62年より草津市に市道敷地として無償貸付契約されている。草津市への譲渡を進めるべきである。

対応状況等

草津市への譲渡はできない。

2-20 栗東市道川辺聾話学校西側線貸付地（栗東市川辺）

意見

当初から市道として管理を任せ、平成2年から栗東市に市道として無償貸付契約がなされている。栗東市への譲渡等に向けた手続きを進めるべきである。

対応状況等

栗東市への譲渡等はできない。

2-21 旧水口高校敷地（甲賀市水口町本丸）

意見

水口城資料館敷地として水口町（現甲賀市）が無償で使用している。平成12年度までは水口町との無償貸付契約があったが、町所有地との交換の確約の履行を求め、それ以降貸付契約は更新していない。昭和63年9月付けで水口町より知事宛に当該土地と同等の町所有地を交換する旨の確約書が提出されているがいまだ実現していない。水口町との交渉をもっと積極的に行い確約事項の実現を早期に図るべきである。

対応状況等

平成16年度から貸付契約を締結したが、甲賀市との交換は実現していない。

3 未利用地である廃川敷

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3-1 | 千丈川廃川敷（大津市千町4丁目） |
| 3-2 | 姉川廃川敷（長浜市大浜町） |
| 3-3 | 赤川廃川敷（伊香郡木之本町田部） |
| 意 見 | |
| 未利用地の中で、千丈川廃川敷、姉川廃川敷、赤川廃川敷においては、地元住民によりかなり長期間にわたり占拠の状態が続いている。基本的には売却する方向で話が進められているが、売却困難な場合でも少なくとも貸付料の徴収は行うべきである。 | |
| 対応状況等 | |
| <ul style="list-style-type: none">・千丈川：平成8年頃から隣接土地所有者に売却を行っており、1件133m²のみ単価交渉が不調で継続して交渉を行っている。貸付料の徴収はできていない。・姉川：廃川敷となる当時に使用者から廃川敷の買い受け誓約書を取り、売り払いを前提としていたが、大字界の問題により売却が進んでおらず、現在に至っている。貸付料の徴収はできていない。・赤川：平成2年頃に、当該廃川敷を利用して生活道路（河川環境整備事業）をつくることで、関係者の間で合意をみたが、1人のみ理解が得られず現在に至っている。貸付料の徴収はできていない。 | |

